

令和6年4月8日

加盟校各位

全日本学生弓道連盟

執行委員長 猪俣 竣介

懲戒処分該当事由発生時の対応について

加盟校・関係者の皆様におかれましては、平素より本連盟の活動にご理解、ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、4月に入り、新入生歓迎活動が活発化してきている頃かと存じます。新入生歓迎活動に際しましては、未成年飲酒等法令に違反又は抵触する行為が行われることがないように、部員一人一人が注意するとともに、幹部及び監督者におかれましては、部員がかかる行為を行わないよう指導・監督をお願い致します。

本連盟では、全日本学生弓道連盟規約第29条に基づき、「本連盟の加盟校としてふさわしくない非行を行った加盟校に対し、懲戒処分を講ずることができる」としております。

よって、懲戒処分を講ずる事由に該当する行為を行った加盟校におかれましては、速やかに本連盟及び各地区学生弓道連盟に報告するようお願い致します。報告がなく、事後に発覚した場合、又は大学当局から注意を受けているにも関わらず報告しない場合、懲戒処分が重くなります。

なお、同条の定めるところにより、懲戒処分に対して、口頭または文書による釈明の機会が与えられています。ただし、通知がない場合は、釈明希望無しとみなします。

記

1 懲戒処分を講ずる事由に該当する行為

法令及び条例に違反又は抵触する行為。

具体的には、以下の行為が該当します。

- (1) 部内での体罰
- (2) 部内での未成年飲酒・喫煙
- (3) 部主催行事での器物損壊行為
- (4) 部員による大麻等薬物の使用

ここで挙げた具体例はあくまでも一例であり、それ以外の行為でも要件を満たす行為は懲戒処分の対象とします。

2 懲戒処分の内容

- (1) 除名処分 本連盟からの脱退を命ずる。

- (2) 降格処分 正加盟から準加盟への降格を命ずる。
- (3) 出場停止 一年を超えない範囲で本連盟が主催する大会への出場資格を停止する。

3 釈明について

懲戒処分に対して、口頭または文書による釈明の機会が付与されます。
期日、会場等の詳細は懲戒処分の事前通知書にてお知らせ致します。

4 連絡先

全日本学生弓道連盟執行委員長 猪俣竣介
zennichi.kyudo.gkr@gmail.com

以上